

堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察

福井 将介

はじめに

松江城を築城し、近世城下町松江の基礎を作り上げた堀尾氏について、これまで大きく分けて三つの研究の画期が見られた。

最初の画期は、江戸時代における研究である。まず、『太閤記』に代表される軍記物としての堀尾吉晴伝が成立した。^①次に、幕府が、『寛永諸家系図伝』、『寛政重修諸家譜』への編纂資料として、諸家に家譜を提出させた。これを契機として、堀尾氏家譜が編纂された。^②さらに松江藩松平氏の藩士が、出雲国内の歴史・地誌として記した郷土史的な研究がある。^③

二番目の画期は、明治維新後、近代歴史学の導入により編纂され、大正昭和にかけて出版された自治体史に、堀尾氏や松江城に関わる研究が見られる。

三番目の画期は、第二次世界大戦後、特に一九六〇年代の『新修島根県史』に代表される戦後の自治体史の編纂である。この時期、相次いで、堀尾吉晴個人の伝記と松江城関係の研究が発表されている。^{④⑤⑥⑦}

しかし、これらの研究には、問題が多く残されている。それは、いまだに堀尾吉晴の人物像と堀尾氏について、『太閤記』の影響を脱していないことである。また、江戸幕府編纂による『譜牒餘録』、『寛政重修諸家譜』など

の系譜類を主要な史料として用いるなど、二次史料を中心とした堀尾氏の研究が進められていたことである。^⑧たとえば、島田成矩氏の『堀尾吉晴』は、本格的にまとめられた吉晴の伝記である。しかし、江戸中期から幕末にかけて加筆を加えられた写本を定本とし、いまだ史料価値の定まらない『武功夜話』を利用して点で致命的な問題がある。^⑨

近年の研究動向は、「初代松江藩主は誰か」とする、問題関心から、佐々木倫朗氏が『堀尾吉晴と忠氏——松江開府を成しとげた武将たち——』を発表された。松江城と城下町の成立については、松尾寿氏の『城下町松江の誕生と町のしくみ——近世大名堀尾氏の描いた都市デザイン——』や、松江城築城についても、山根正明氏が『堀尾吉晴——松江城への道——浜松、富田、松江、城普請の軌跡——』を発表された。^{⑩⑪⑫}

堀尾氏研究が遅れた理由は、次の三点にある。第一に、改易により大名堀尾家に伝来した文書の散逸と、松江に残った一族の堀尾但馬家も、火災で史料が散逸した状況にある点である。^{⑬⑭}第二に、堀尾氏藩政時代の藩政史料の散逸である。第三に、堀尾家臣団は、全国に離散し、各家の相伝文書の調査がなされていない点である。そのため、家臣団、統治形態について未解明な部分が多くある。

この度、確認できた最古の吉晴発給文書である天正十年（一五八二）から、

忠晴死後の寛永十一年（一六三四）までに至る史料目録¹⁶を作成した。以下（No. 番号）は、研究ノート「堀尾氏関係史料目録」の史料番号に対応する。この「堀尾氏関係史料目録」にもとづいて、本稿では、吉晴・忠氏の基礎的な事項について明らかにする。具体的には、吉晴の実名の変遷、吉晴花押の変遷、吉晴の所領の変遷、忠氏の知行宛行、寺社領の寄進について考察し、その上で、松江藩初代藩主についてまとめてみる。

第一章 堀尾吉晴の実名・花押・所領

第一節 吉晴実名の変遷 — 「吉晴」それとも「可晴」 —

堀尾吉晴の実名について、江戸幕府編纂の『譜牒餘録』、『寛政重修諸家譜』の表記は、「吉晴」などの諸説を記し、本文では「可晴」で統一している。

島田成矩氏の『堀尾吉晴』は、吉晴の他に「吉直」「可晴」などの事例を挙げ、秀吉死後、豊臣氏のことと憚られるようになったため「可晴」が使われるようになったとする。しかし、具体的な時期について述べられていない。

管見では、天正十年（一五八二）三月以前の吉晴の発給・受給文書は見つけることができなかった。吉晴の天正十年三月十日付書状¹⁷（No. 1。以下No. 番号は、研究ノート「堀尾氏関係史料目録」の史料番号に対応する）では、「吉定」を名乗っている。その後、八ヶ月ほど過ぎた天正十年十一月の柏原八幡宮宛寄進状¹⁸（No. 3・4）から「吉直」を用いている。つまり、秀吉の備中攻め、本能寺の変・山崎の戦いから丹波国氷上郡に所領を得るまでの間に「吉定」から「吉直」へ改名したことになる。「吉晴」の初見は、天正十七年八月十七日付豊臣秀次下知状¹⁹（No. 30）である。「可晴」の使用は、慶長四年（一五九九）十月に越前府中を与えられた直後、慶長四年十一月二十二

日付の判物²⁰（No. 127）から確認できた。このため『今立町誌』²¹では、越前府中移封後、「吉晴」から「可晴」へ改名したとする。その後も慶長五年四月付寄進状²²（No. 135）で「可晴」を用いている。しかし、同月の堀尾吉晴定書²³（No. 134）では、「吉晴」を使用する。同年の八月八日付の田中吉次宛の書状²⁴（No. 144）でも「吉晴」を用いている。そして、慶長六年以降の発給文書では、「可晴」を使用せず「吉晴」に統一している。

以上から、吉晴の実名は、天正十年（一五八二）三月に「吉定」、同年十月に「吉直」と改名し、天正十七年の文書で初めて「吉晴」と署名したものが見られ、浜松時代の文禄二年（一五九三）に発給した禁制でも「吉晴」を用いた。『譜牒餘録』に用いられている「可晴」と署名した文書は、慶長四年（一五九九）から翌五年の前半に集中する。

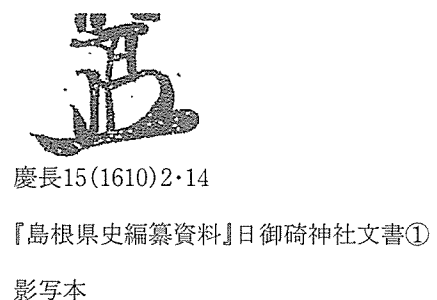
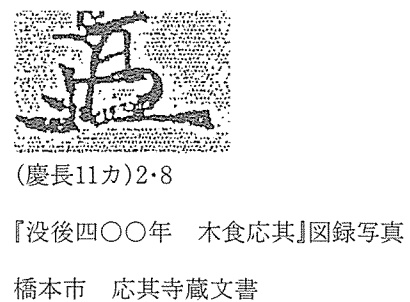
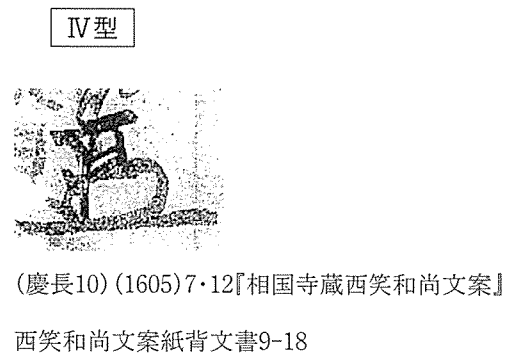
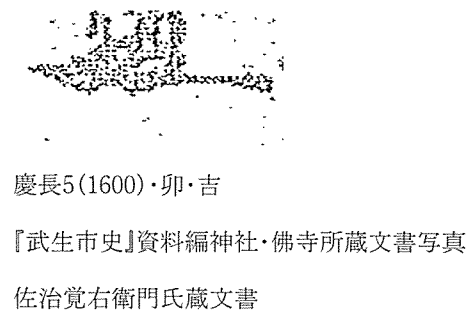
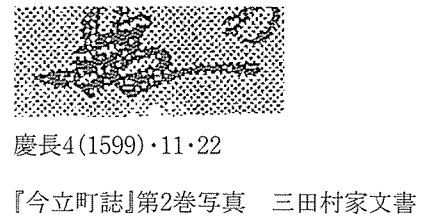
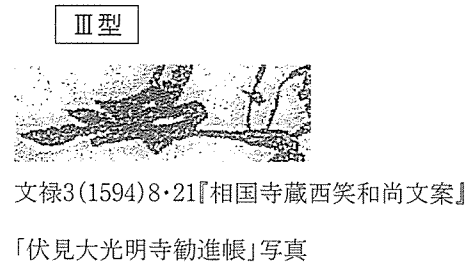
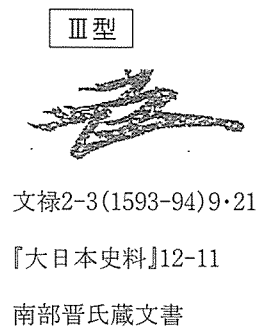
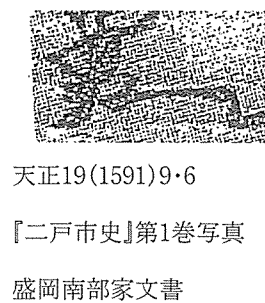
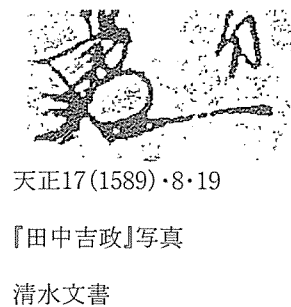
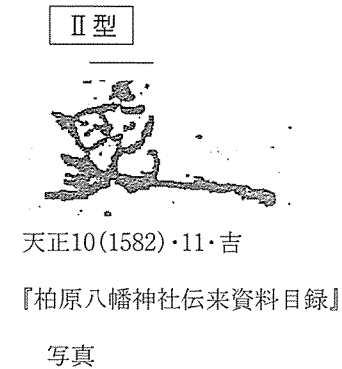
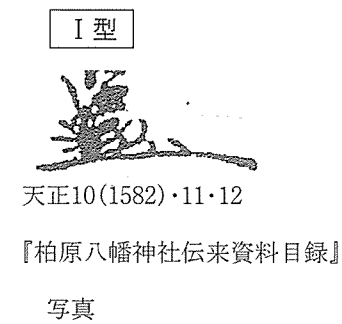
しかし、慶長五年の後半から再び、「吉晴」を用い始め、晩年に至るまで「吉晴」を用いる。すなわち、吉晴の実名は、吉定→吉直→吉晴→可晴→可晴・吉晴共用→吉晴と改名した事が分かる。

本稿では、「吉晴」について一般的に知られている「吉晴」で表記を統一し、必要に応じて、各時期に用いられていた実名で記すこととする。

第二節 吉晴花押の変遷

吉晴の発給文書のうち、「堀尾氏関係史料目録」から年代の判明する文書を抜き出し、このうち、写真等で花押の形式が分かったものと、原本・影写本で花押の形を確認した文書について考察する。これまで、「吉晴」から「可晴」への改名時期に関心がもたれてきた。しかし、吉晴の花押の変化を併せた検討を行うべきであろう。吉晴の花押を年代別に一覧とした「表Ⅰ」を挙げ、この表をもとに検討する。

表 I 堀尾吉晴発給文書花押一覧



(1) 天正十年十一月～十九年（Ⅰ型・Ⅱ型）

天正十年（一五八二）十一月の丹波国の柏原八幡宮（兵庫県丹波市）への寄進状二通（No.3・4）は、『柏原八幡神社伝来資料目録』に写真が収録されている。写真版で確認すると、十一月十二日付と十一月吉日付の寄進状は、それぞれ花押の形が、明確に異なる。その後、西恩寺所蔵（福井県大飯郡高浜町）の天正十二年の寄進状（No.7）では、十一月吉日と同じ形の花押が用いられており、天正十七年の清水文書（No.31）でも、浜松移封後、天正十九年、九戸合戦時に発給した浅野長吉等連署書下（No.51）の花押まで引き継がれている。そのため、十一月十二日付のものをⅠ型とし、十一月吉日付の花押をⅡ型としたい。

Ⅰ型からⅡ型へと花押が変化しているのである。変化の理由は不明である。Ⅱ型は、若狭高浜城に初の城主となった時期と、佐和山城主から小田原合戦を経て、約一年過ぎた時期まで使用している。

(2) 文禄年間～慶長五年前半（Ⅲ型・黒印）

次に、文禄二・三年（一五九三・九四）頃と推定される九月二十一日付前田玄以等連署書状（No.81）では、Ⅰ・Ⅱ型の花押から形を変えたものが見られる。この花押は、Ⅰ・Ⅱ期に比べ全体を押潰したように見える。やや崩れているが、文禄三年八月の「伏見大光明寺勸進帳」（No.86）や、慶長四年（一五九九）十一月の越前府中領で発給の文書（No.127）、慶長五年四月の越前府中領での寄進状（No.135）まで確認できる。この文禄から慶長五年前半にかけて使用された花押を、Ⅲ型とする。慶長五年後半に入ると、七月の加賀井秀望の水野忠重殺害事件ののち、関ヶ原合戦中の書状（写しのみ伝わる）には、印判で出している。この理由として、加賀井秀望の事件に巻き込まれ、吉晴が、負

傷したためと考えるのが妥当であろう。

花押のⅡ型からⅢ型への変化には、天正十九年（一五九二）十二月の豊臣秀次の関白就任がある。これに伴い、秀吉が太閤を名乗り、豊臣政権内に二重権力の構図が現れた。この事は、翌二十年より始まった秀吉の朝鮮出兵（文禄の役）で、秀次付の家臣団は、畿内の警備を行うこととなり、吉晴は、秀次軍の一番備として三、〇八三名が動員予定であった（No.69）ことと、朝鮮渡海用の安宅船の建造を吉晴等、秀次付の美濃・尾張・三河・遠江・駿河の諸大名に関白秀次を通じて、秀吉が命じた状況などにみられる。文禄二年（一五九三）に入ると豊臣秀頼誕生により、秀吉・秀次間の対立が顕著になった時期でもある。この前後の頃からⅢ型の花押を使い始める。文禄四年に秀次が失脚し、二重権力の構図が解消され、秀吉の死後、「可晴」を名乗った時期にもⅢ型の花押を用いている。

(3) 慶長十年～晩年（Ⅳ型）

関ヶ原の戦いの後、吉晴は、慶長十四年（一六〇九）三月付の「出雲大社棟札」（No.288）に見える花押と、慶長十五年二月四日付の日御碕神社への判物（No.294）には、別種の花押を用いる。この花押は、「西笑和尚文案」紙背文書の七月十二日付書状（No.260）と応其寺蔵（和歌山県橋本市）の年末詳二月八日付書状（No.266）にも見える。

この花押の使用時期について検討したい。『相国寺蔵 西笑和尚文案』の凡例によると、「たとえば一冊目の第三紙の紙背を一一三とし」とあり、この凡例に従うと吉晴書状は、「西笑和尚文案」第九冊の十八紙目に用いられた紙背文書である。第九冊は、慶長十年十二月から慶長十二年二月までの書状を収めている。そのため、少なくとも慶長十年以前の書状である。また、

書状の内容に「我等事明日下向仕候」とあり、吉晴の京都からの出立が、明日と記している。「堀尾古記」⁴³慶長十年（一六〇五）の記事に吉晴が、正月二十四日、富田を出立したとある。また、京より富田への帰城が七月二十四日であったとある。従って、七月十三日に京を出立する予定であるという書状の内容と、富田帰城までの時期が合致している。このため七月十二日付吉晴書状は、慶長十年の可能性が高い。従って、この花押は慶長十年まで遡ることが分かる。

次に、年末詳二月八日付木食応其上人宛の吉晴書状について考察する。この書状は、『大日本史料』十二編の吉晴卒伝の記事に吉晴花押として載せている。⁴⁴また、和歌山県立博物館が、『没後四〇〇年 木食応其』⁴⁵特別展図録に写真と翻刻を載せている。写真から花押を確認すると、慶長十五年吉晴判物と同タイプの花押である。図録の解説では、遠方に移り疎遠になったことが記されていることから、浜松入城から秀吉の死までの期間に出された書状ではないかとする。しかし、天正十九年（一五九二）までⅡ型の花押が使用され、文禄三年（一五九四）から慶長五年（一六〇〇）前半にかけてⅢ型の花押が用いられている。そのため、この書状は、少なくとも、慶長十年から、応其上人が死去する慶長十三年までの間の書状であると考えられる。文中に「我等事、今度御普請に付而ひかしへ罷下候」とあり、普請のため東の方へ向かうと述べている。これは、慶長五年以降の慶長八と同十一年に行われた、江戸城の手伝普請などが考えられる。このうち慶長八年の普請は、忠氏により行われており、⁴⁶吉晴により普請の行われた慶長十一年の江戸城普請の⁴⁷可能性が高い。そのため慶長十一年頃と思われる。この花押は、出雲・隠岐への国替以降、吉晴最晩年の花押となる。この型式の花押をⅣ型としたい。

吉晴の発給文書に見られる花押の変遷を追うと、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの時期に

分けられ、その名乗りとの相関関係は「表Ⅱ」のようになる。

「表Ⅱ」 通称と花押の相関関係一覧

時 期	西 暦	通称・官途名	実名	花 押
天正十年十一月十二日	一五八二	毛介	吉直	Ⅰ
天正十年十一月吉	一五八二	毛介	吉直	Ⅱ
天正十二年三月	一五八四	茂助		Ⅱ
天正十七年八月	一五八九	帯刀	吉晴	Ⅱ
天正十九年九月	一五九一	帯刀亮		Ⅱ
文禄二年九月・三年八月	一五九三・九四	帯刀		Ⅲ
慶長四年十一月・五年四月	一五九九・一六〇〇	帯刀	可晴	Ⅲ
慶長五年八月	一六〇〇	帯刀	吉晴	Ⅲ
慶長十年七月・十五年二月	一六〇五・一〇	帯刀・帯刀先生	吉晴	Ⅳ

同表からは、天正十年（一五八二）十一月十二日付寄進状では、「毛介吉直」と署名、Ⅰ型花押である。十一月吉日付寄進状では、花押をⅡ型に変えている。その後、「帯刀」の官途名を用いてからも天正十九年までⅡ型花押を使用している。吉晴等、秀次付家臣の畿内警備が行われた文禄二年（一五九三）頃からⅢ型の花押を用いた。秀吉の死後、「可晴」を名乗った時期にもⅢ型花押を使用した。しかし関ヶ原の戦いの直前から、再び「吉晴」を名乗り出す。七月の加賀井秀望の事件により負傷し、この時期に発給した書状は、黒印を使用したもののみ確認でき、Ⅲ型花押が見られなくなる。関ヶ原以降、空白期間を経て、慶長十年からⅣ型の花押を用い始め、吉晴は晩年までこれを使用した。⁴⁸

第三節 所領の変遷

堀尾吉晴の所領については、堀尾但馬の子孫が、慶応三年（一八六七）に筆写した「堀尾家記録」⁴⁹所収の「御知行所覚」に見える記載と、堀尾家普

提寺春光院蔵の「堀尾家由緒書」⁵⁰など、後世に成立した記録類の記述をもとに論じられてきた。一次史料では、天正十年（一五八二）丹波氷上郡での秀吉知行宛行状⁵²（No.2）と同十三年近江佐和山領の領知方目録⁵³（No.14）が知られていた。本節では、新たに確認できた吉晴の所領を考察する。

（1）近江・丹波・若狹（一、天正十三年以前）

天正十年（一五八二）以前の所領関係文書は確認できなかった。近江時代の知行は、天正十五年十一月の成菩提院文書⁵¹（米原市柏原）の田中吉政書状（No.21）から窺える。この書状は、吉晴が、田中吉政に近江国坂田郡大野木（米原市）にある、成菩提院領の年貢の所務について問い合わせた返書である。田中吉政は、「大野木内二有之由候て、去年所務被抱置候、此方へ御引渡之由候間、為下除申儀不可成申候」と、大野木の地はすでに、「此方へ」（秀次領）に引き直されていると返答している。また、吉晴は、「関白様被成御朱印候者、其旨を以可申談由申候へ共、信長殿御朱印にて御理之儀ハ可有如何候哉、被加御分別」とあるように、織田信長の朱印状を根拠に、大野木の支配を認めるように求めており、吉政から信長朱印状に対する秀吉朱印状の優越性を指摘され、たしなめられている。大野木に関しては、天正十三年（一五八五）の堀尾吉晴領知方目録⁵⁴においても記載が無く、信長の朱印状を権利の根拠にしていることから、近江長浜時代の吉晴の所領に大野木が含まれていた可能性が考えられる。⁵⁶

丹波氷上郡での所領は、『史跡黒井城跡 保存管理計画策定報告書』⁵⁷によれば、天正十年の本能寺変の後、明智氏の旧領を秀吉軍が制圧する。それにより、吉晴が、丹波黒井城（丹波市春日町）に入城し、柏原八幡宮（丹波市柏原町）への寄進も行われたという。文禄四年（一五九五）の「柏原八幡宮

縁起」⁵⁸（No.92）には、吉晴が、秀吉の奉行として柏原八幡宮を再建したとある。翌十一年、「堀尾家由緒書」⁵⁹では、若狹高浜城主一七、〇〇〇石を有し、この時初めて城主に任ぜられたと、「堀尾家記録」⁶⁰には記している。

（2）近江佐和山時代（一、天正十三～十八年）

吉晴は、豊臣秀吉の命により、天正十三年（一五八五）に若狹佐垣の国吉城（福井県三方郡美浜町）に移る。しかし、わずか六十日ほどで近江佐和山城（彦根市）に移封された。これは、天正十三年閏八月二十一日付の領知目録⁶¹で確認できる。村井毅史氏は、佐和山城周辺にほとんど吉晴の知行地が見えないこと、佐和山城から湖岸・中山道沿いに約十五kmにわたり知行地が分布すること、吉晴の所領の七割が佐和山城から二十km以上離れた高時川・姉川流域の地域に集中すること、久徳氏、平野氏等、秀吉直臣から吉晴付きとなった家臣の知行地を大上郡・坂田郡に集中して与えていることを指摘している。⁶³

佐々木倫朗氏は、佐和山を含む近江は、基本的に秀次に与えられたもので、秀次付きの宿老として、吉晴に佐和山が与えられたことを指摘している。

さらに、山根正明氏は、城付きの直轄領の管理や大垣城への補給路の確保が吉晴の任務であり、佐和山四万石という一城の主という姿よりも、秀吉政権の忠実な下僚という姿でとらえている。

近年、この時期の秀吉蔵入地の文書が、『思文閣古書資料目録』二〇八に紹介された、天正十三年閏八月二十二日付羽柴秀吉朱印状⁶⁶（No.15）である。

江州坂田郡所之臺所入目録

一、貳百九拾貳石貳斗九升 朝妻

一、千四拾九石五斗 長岡

一、千三百九拾四石 常喜

一、千八百九拾六石八斗 かん田

一、千八百七十式石五斗 黒田六郷

合六千五百五石

天正十三年壬八月廿二日（朱印）

堀尾毛介とのへ

近江坂田郡の朝妻⁽⁶⁷⁾（米原市朝妻筑摩）・長岡⁽⁶⁸⁾（米原市山東町長岡）・常喜⁽⁶⁹⁾（長浜市常喜町）・かん田⁽⁷⁰⁾（長浜市加田町）・黒田六郷⁽⁷¹⁾（米原市山東町本郷、大鹿、北方、山室、志賀谷、常谷一帯）六、五〇五石を蔵入地に繰り入れるとあり、この地域の蔵入地代官に吉晴が、任命されたことを示している。佐和山時代の吉晴知行地に、秀吉朱印状に見られる地域を加えたものが「図Ⅰ」になる。

「朝妻」は、飛騨・美濃からの木材を琵琶湖水運により、輸送する水運の拠点となる湊で、佐和山と長浜の中間に位置する。「黒田六郷」は、黒田莊の五村（本郷・大鹿・北方・志賀谷・山室）に堂谷が加わり、山東町本郷一体に比定されている。中山道沿いに「長岡」と「黒田六郷」に含まれる「本郷」と「常谷」の地域があり、美濃国境の「かしわ原」（米原市柏原）と「さめかい」（米原市醒井）の吉晴知行地の中間に位置する。本郷六郷の「志賀谷」地区は丘陵を挟んで「長岡」に隣接する。「大鹿」、「北方」地区は、横山丘陵を挟んで「常喜」と「かん田」に隣接している。「常喜」は、東に横山丘陵、西に布施川が流れ、「かん田」は神田山北西麓に位置する。いずれも長浜市の平野部に所在し、高時川・姉川流域に存在する知行地群と中山道沿いに集する知行地群の中間に位置する。

吉晴領知目録と秀吉朱印状から読み取れるものとして、東山道と北陸道沿いの蔵入地を管理させることで、越前・北陸方面と美濃大垣への交通路の確

保と、後詰めへの任務、そして美濃・越前・若狭からの物資の往来を行うことを秀吉は、吉晴に求めていたことが考えられる⁽⁷²⁾。また、秀吉の蔵入地と吉晴の所領を合わせると、中山道から姉川流域にかけての地域を一体化させる事ができる。このため、秀吉は、自らの蔵入地の管理を吉晴に任せることで、秀次付とした吉晴への影響力を残したことが窺える。

(3) 尾張・伊勢の所領（―天正十八年―文禄三年―）

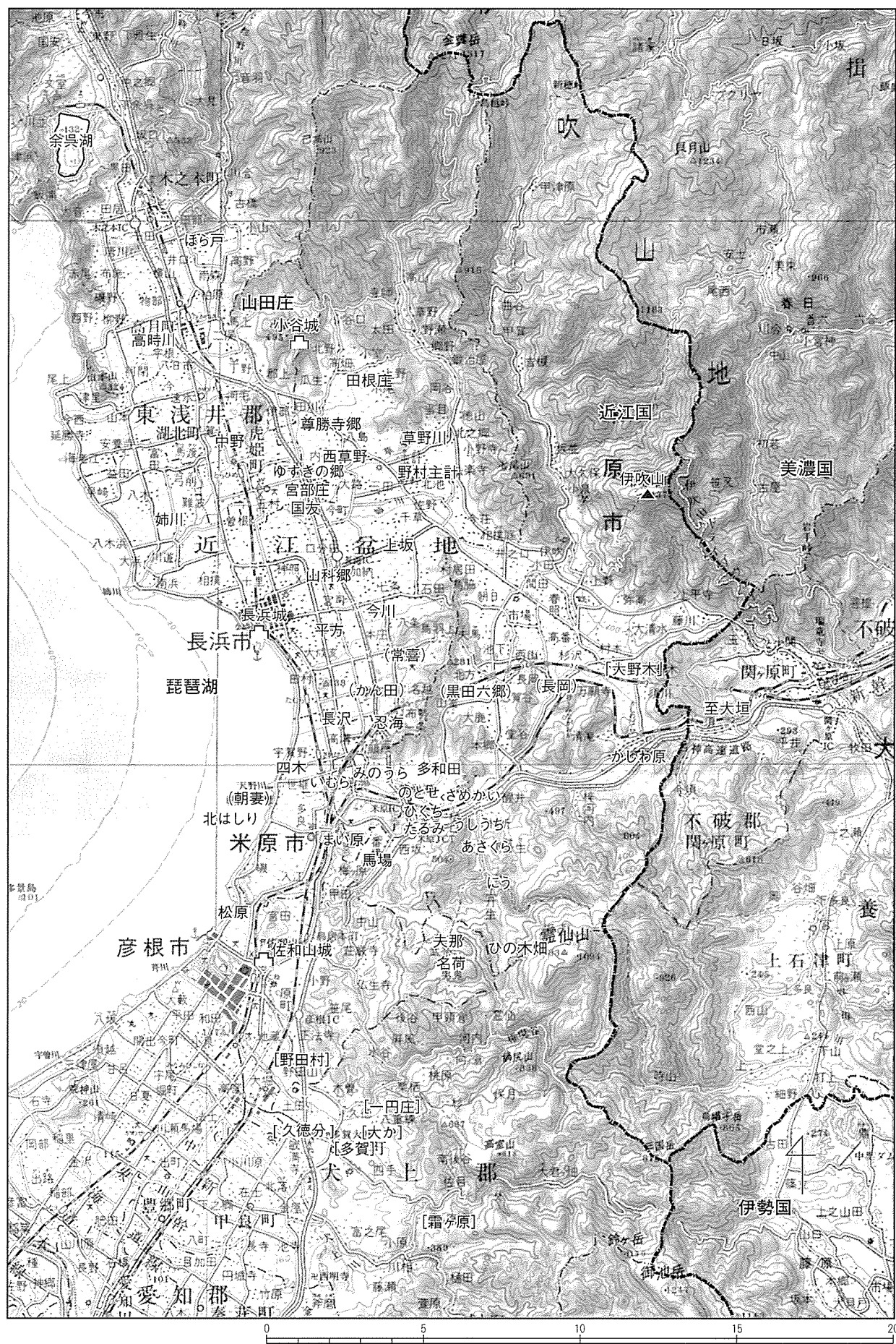
天正十八年（一五九〇）、小田原合戦の後に尾張・北伊勢五郡を支配した織田信雄は、転封を秀吉に命ぜられた。しかし、信雄は、転封を拒否したため、改易された。替わって家康旧領の駿河に中村一氏、掛川に山内一豊、横須賀に渡瀬繁詮、久野に松下之綱、浜松に堀尾吉晴、三河吉田に池田輝政、三河岡崎に田中吉政と秀次付の重臣と、新たに秀次付とされた武将が駿河・遠江・三河に国替となった。

吉晴の浜松入城は、いつ頃か。天正十八年八月一日付秀吉朱印状⁽⁷³⁾（No. 35）で、吉晴は、山内一豊と佐竹義重等上洛のため「柏原より八幡山まで」（米原市柏原から近江八幡市まで）の伝馬と人足を供出するように命じられている。そのため、八月頃まで、佐和山城主であったと考えられる。天正十八年九月二十日付秀吉朱印状⁽⁷⁴⁾で、山内一豊へ遠江相良・植原・佐野三郡に五万石を与え、同日付で渡瀬小次郎（繁詮）を遠江城東郡での秀次領代官に任ずる秀吉朱印状⁽⁷⁵⁾が見られる。天正十八年九月二十一日付で豊臣秀次が発給した「遠州替地目録」⁽⁷⁶⁾（No. 36）は、この間の事情を示す。

目録

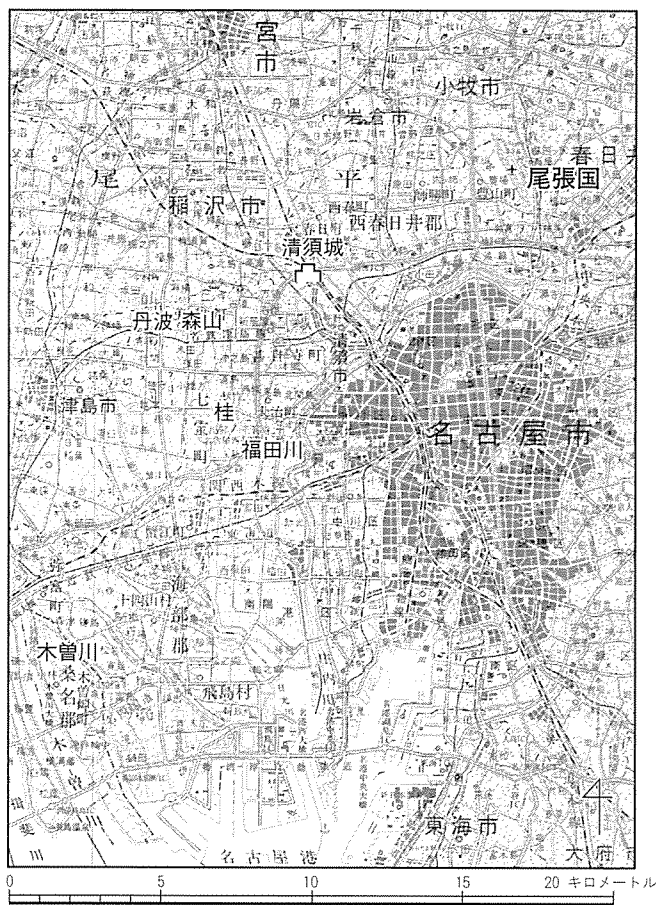
一、貳百六拾壹石一〇八合⁽⁷⁷⁾ かつら能郷

一、貳百九拾七石六斗四升九合 もり山



図Ⅰ 佐和山領関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「岐阜」「名古屋」〈平成17・18年発行〉により作成）

※〔秀吉蔵入地は（ ）、大上郡内久徳分は〔 〕、坂田郡内平野分の所在地未詳〕



図Ⅱ 尾張領関係図

(国土地理院発行 20万分の1地勢図「名古屋」(平成17年発行)により作成)

一、四百四拾壹石一斗六升三合

以上

都合九百九拾六石九斗貳升

此内千石三石余無也、

右遠江為替地遣之者也、

天正拾八年九月廿一日

秀次(花押)

堀尾帯刀殿

遠江での替地として、秀次から吉晴へ、「かつら能郷」・「もり山」・「たんば」(尾張国海東郡桂、森山・丹波)九百六石九斗二升を与えるものである。文中に「遠江為替地遣之者也」とあり、遠州の領地を拝領した後の文書であることが分かる。恐らく、秀吉か、秀次の蔵入地に入った遠江の地の代りに、

尾張に替地として与えられたと考えられる。(図Ⅱ参照)

堀尾氏の尾張領を地図上で確認すると、森山と丹波(愛知県海部郡美和町・森山・同町丹波)が、津島街道沿いに隣接している。「森山」は、「織田信雄分限帳」では、「森山の郷さハ井なハ」、「同郷さハ井繩」とある。「丹波」は、「織田信雄分限帳」に「たんばの郷」とある。「かつら能郷」(愛知県海部郡七宝町桂)は、「森山」・「丹波」と直線で四km程度離れている福田川の中流右岸に位置する。「織田信雄分限帳」では、「桂ノ郷」とある。(図Ⅱ参照) 文禄四年の秀次失脚以降、清須城に、福島正則が入り、一柳直盛(尾張黒田城主)、石川光吉(犬山城主)がおり、秀吉直轄地が丹羽郡中部・丹羽郡西部・海東郡西部・海西郡・愛知郡南部・知多郡に置かれた。

さらに、天正二十年(一五九二)の正月十一日付豊臣秀吉朱印状で伊勢国鈴鹿郡内二、〇〇〇石を与えられている(No.66)。

知行目録

- 一、六百四拾三石四斗八升七勺 勢州すゝか郡内 あかたの郷
- 一、貳百七拾四石六斗五升 同 おり 池山之郷
- 一、四百六石三斗三升 同 西富田郷
- 一、貳百五拾七石三升 同 ひろ瀬之郷
- 一、貳百七拾五石一斗貳升 同 津がの郷
- 一、百四拾三石六斗八升 同 山本郷
- 合式千石三斗
- 右全可領知者也、

天正廿年正月十一日(朱印)

堀尾帯刀とのへ

いずれも伊勢国鈴鹿郡内で、「あかたの郷」(英多郷、亀山市川崎町)、「池

山之郷」(亀山市安坂山町池山)、「西富田郷」(鈴鹿市西富田町)、「ひろ瀬之郷」(「広瀬」、鈴鹿市広瀬町)、「津がの郷」(「津賀郷」、鈴鹿市津賀町と高塚町一帯)、「山本郷」(鈴鹿市山本町)とある。英多郷は、賤ヶ嶽合戦と小牧長久手合戦で、秀吉軍が伊勢を攻撃した際に攻めた峯城の所在地である。池山之郷が、亀山市池山だとすれば、近江から鈴鹿山脈を越えて伊勢に入る鈴鹿峠の支道である安楽越を伊勢側に下った場所である。安楽越は、鈴鹿山脈南部の仙ヶ岳南西の県境稜線上に位置する峠であり、標高496mに位置する。鈴鹿川の支流安楽川を遡上し池山を過ぎ、岩水溪を経て岩坪川沿いに上がる。安楽越の伊勢方面は、鈴鹿峠に比べると緩やかであるという⁹⁰。池山から東に安楽川沿いに下ると峯城のある英多郷に入ることとなる。つまり、峯城は、安楽越から伊勢に入る街道を押さえる位置にある。西富田、広瀬、津賀は、英多の東側、安楽川と鈴鹿川の合流した付近の北岸が、西富田であり、その北側に広瀬がある。津賀は、広瀬の東側の鈴鹿川下流左岸、同川支流河次川流域にあたる台地の付近である。山本郷は、やや北西に離れており、入道ヶ岳の東南麓に所在する。同日には、他の秀次付の田中吉政と池田輝政にも三重郡内で知行が与えられている⁹¹。

また、文禄三年(一五九四)七月上旬から九月にかけて、伊勢国内で太閤検地が行われ、改めて鈴鹿郡内で吉晴に知行が与えられている⁹²(No.87)。

知行方目録

- 一、千九百拾壹石三斗七升 勢州鈴鹿郡 あかた村
- 一、壹石六斗八升 山年貢 同村
- 一、八拾七石貳斗五升 同郡 池山安楽寺村内
- 合貳千石

右今度以検地之上改令扶助

畢全可領知候也、

文禄三年九月廿一日(朱印)

堀尾帯刀とのへ

文禄三年(一五九四)の伊勢国における太閤検地をまとめた「伊勢國中御検地高帳写」⁹³では、鈴鹿郡「アカタ之郷」(英多)が、一、九九二石二斗四升であり、「池山之郷」が、八八八石三斗とある。「伊勢國中御検地高帳写」からあかた村(英多村)について、ほぼ一円地、池山については、安楽寺村と呼ばれる地域が与えられている。

天正二十年(一五九二)には、英多村を主とし、その周辺の地域を与えられていたが、文禄三年(一五九四)には英多村に集約されているのを特徴とする。天正二十年・文禄三年に与えられた地域は、現在の三重県鈴鹿市と亀山市内に入る。(図Ⅲ参照)

英多の峯城の廃絶時期について、天正十二年(一五八四)の小牧長久手合戦での落城⁹⁴と、天正十八年の岡本宗憲の亀山築城により廃城⁹⁵の二説がある。しかし、近年の発掘調査の成果により、堀尾氏による整備の可能性も排除できなくなったと指摘されている⁹⁶。堀尾氏の伊勢領は、近江から伊勢への安楽越(鈴鹿峠の支道)の交通路の要衝を押さえていたことになる。また、伊勢での所領関係文書は、いずれも知行方目録であり、知行宛行状は伝わっていない。他の大名の事例で、天正二十年の田中吉政宛知行宛行状⁹⁷には、無役(軍役を掛けられていない)とあり、在京賄領とされる。このため、堀尾氏の伊勢の所領も在京賄領のような性格ではないかとも考えられる。

(4) 遠江西部の太閤蔵入地 (一慶長四年)

先に、遠州の替地として尾張国内での知行地を紹介した。文禄四年



図Ⅲ 伊勢領関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「名古屋」により作成）

（二五九五）秀次失脚以降、田中吉政、中村一氏、山内一豊と事件に連座しなかつた諸将は、旧秀次領を増加された。この時期の遠江の堀尾領は、知行方目録が伝わって居ない。そのため、在地に残された文書から所領を推定する必要がある。堀尾氏に関わる史料は、磐田郡・長上郡・敷智郡・引佐郡・鹿玉郡・豊田郡・周智郡では見られる。山名郡・浜名郡は不明である。浜名郡・敷智郡の南部、浜名湖の今切の渡しに、吉田城の池田輝政が手形を発給しており、池田氏の管理下と考えられる。また、徳川家康は、濱名郡白須賀と磐田郡中泉に所領を有し、周智郡南部は、山内氏管理の太閤蔵入地に含まれている。

遠江での太閤蔵入地は、『山内家史料』（一豊公紀）に収録された史料をもとに、本多隆成氏の研究があり、また秀次蔵入地に関する渡瀬繁詮宛秀吉朱印状写も伝わる。その他、これまで知られていなかった、堀尾氏管理の太閤蔵入地に関わる史料を紹介したい（No.128）。

遠州御蔵入目録

高合壹万九千五百四十三升	濱名
内 四千六百六十五斗九升	河内
貳千八百四拾壹石壹斗九升	宇間郷
貳千参百八拾五石壹升	永荒
五千五百七拾石参斗六升	文五ノ慶式迄
物成四千八百八拾六石貳斗八升	荒川成
内 貳千八百参拾石六斗七升	うんか入
六百参拾七石式斗八升	免
七百拾八石参斗三升	米
此外拾六石五斗	大豆
	麦
	山札米

以上

慶長四年

霜月廿四日

德善院

長東大藏大輔殿

増田右衛門尉殿 参

堀尾帯刀(花押)⁽⁹⁾

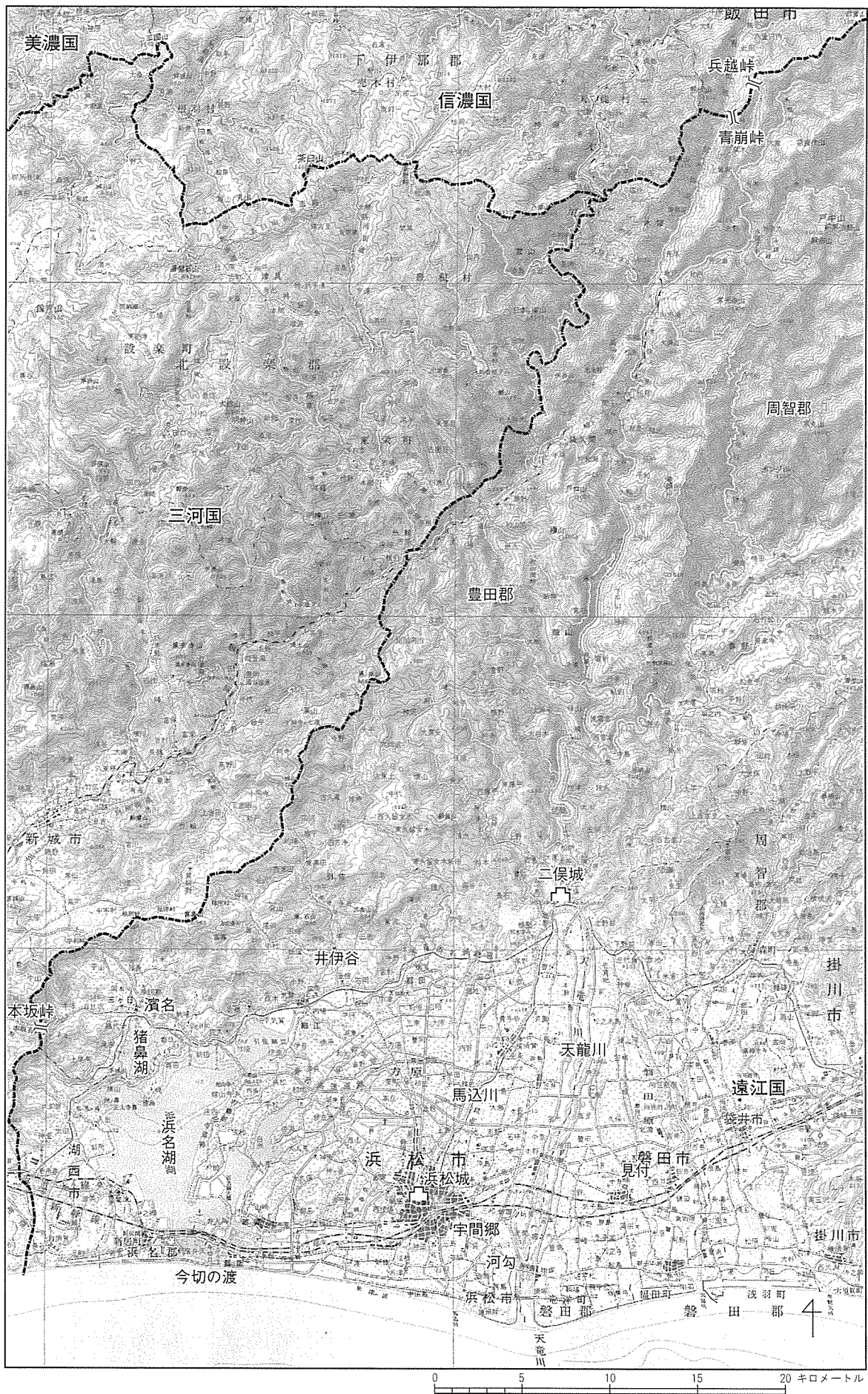
『角川日本地名大辞典』によると、「濱名」(浜松市北区三ヶ日町)は、中世の浜名神門、戦国期浜名郷・あるいは浜名荘と同一地域とすると、現在の浜松市北区三ヶ日町大字岡本・只木・摩訶耶・平山・佐久米・駒場・都筑・大崎・津々崎・宇志・三ヶ日・日比沢・通称地名大福寺を含むとされる。浜名湖北西に位置する地域と考えられる。浜名湖北西のかなり広い範囲を指している。「井伊谷」(浜松市北区引佐町)は、徳川家臣井伊氏の故地である。『角川日本地名大辞典』では、奥山から都田(旧引佐町奥山から井伊谷を抜けて旧浜松市都田)にかけての一带を含む井伊氏の支配領域全体の呼称として用いられたと推定している。「河勾」(河輪⁽¹⁰⁾) (浜松市南区河輪町・磐田市竜洋町)は、長上郡の天竜川下流の両岸にまたがる地域で、「宇間郷」(浜松市中区領家町・向宿町・南区瓜内町)は、馬込川下流域の旧浜松市南東部一帯を指す。⁽¹⁰⁾ ちょうど、浜名湖北西岸の地域、井伊谷地域と浜松城の南側から天竜川にかけての地域に一九、〇五五石四斗三升あまりの太閤蔵入地が存在していたこととなる。浜松時代の関係領域が、「図Ⅳ」である。

この文書では、蔵入地の「高合」(総石高)を記し、次に、損免をあげている。「高合」から損免分を引いて、「物成」(年貢高)を算出している。堀尾領での太閤検地は、文禄四年(一五九五)と慶長四年(一五九九)に行われたが、現在のところ、北部遠州地域である豊田郡、周智郡内、(浜松市天

竜区内)のものが伝わっていない。この文書には、四力所の地を「高合壹万九千五拾五石四斗三升」と表し、地域別の詳しい石高が記載されていない。このため、各地域のどの程度の範囲を含むのか不明である。しかし、天竜川流域の河勾と馬込川下流域宇間郷を含むため、この地域が荒川成⁽¹⁰⁾の状態であると思われる。永荒は、四、〇六六石五斗九升が、慶長四年頃に永荒⁽¹⁰⁾となった田畑を指し、「文五々慶式迄」の二、八四一石一斗九升が、文禄五年(慶長元年)(一五九六)から慶長二年に永荒となった田畑を指すと考えられる。全体の約四八・八%が永荒・荒川成になり、堀尾氏管理の太閤蔵入地の荒廃した状況⁽¹⁰⁾を伝えている。

また、「免」として「五、五七〇石三斗六升」とあるのは、損免を意味すると考えられる。総石高一九、〇五五石四斗三升から損免分一四、八六三石一斗五升を引くと、四、一九二石二斗八升となる。史料に見える物成分は、四、一八六石二斗八升である。これに山札米分の一六石五斗を足すと一〇石五斗あまり不足している。物成四、一八六石二斗八升の内、米(二、八三〇石一斗一升)、麦(六三七石二斗八升)と大豆(七一八石三斗三升)である。物成の約三二・五%が大豆・麦であり畑作も盛んである様子が見える。太閤蔵入地では、前田玄以・増田長盛・長東正家が、毎年十一月五日から十二月十日以前に目録小帳の提出を命じる書状を出している。⁽¹⁰⁾ このため、「遠州御蔵入目録」は慶長四年(一五九九)の太閤蔵入地からの物成を報告するため、吉晴が作成した文書と考えられる。

吉晴は、慶長四年十月に徳川家康・宇喜多秀家・毛利輝元等の豊臣三大老から越前府中を与えられ⁽¹⁰⁾ (No.125)、この「遠州御蔵入目録」発給の二日前に越前今立郡の大滝掃部宛に「奉書紙之事、如前々申付候、自然当領内似せ帑売買之者於有之者可告知、遂糺明可申付者也」と奉書紙役を申しつけ



図IV 遠江国関係図（国土地理院発行 20万分の1地勢図「豊橋」「伊良湖岬」により作成）

る判物^⑩(No.127)を出している。「遠州御蔵入目録」以降の豊臣政権から浜松領へ発給された文書は、全て堀尾信濃守忠氏宛になっている。従って、慶長四年(一五九九)十一月の「遠州御蔵入目録」は、浜松領関係の吉晴最後の発給文書に当たる。会津征伐において堀尾氏の軍勢を率いたのが忠氏であることから、慶長四年末から慶長五年の浜松城主は、信濃守忠氏であったことになる。

第二章 堀尾忠氏の発給文書

第一節 出雲入国をめぐる

堀尾忠氏は、『譜牒餘録』などの堀尾氏系図類によると吉晴の次男で、長男の金助(吉晴の従弟説もある)が、小田原合戦で陣没したため、嫡子となつたとされている^⑪。慶長三年(一五九八)正月四日付浅野幸長書状案^⑫(No.109)ですでに「信濃守」に任官していた。慶長四年、吉晴が、越前府中を与えられてから浜松城主となる。「忠氏」の名乗りは、徳川秀忠の一字を拝領したと江戸幕府が諸家に提出させた家譜類を纏めた『譜牒餘録』の年末詳八月十八日付徳川秀忠書状写^⑬(No.120)に記載される。しかし、その時期は不明であった。慶長五年(一六〇〇)四月十八日付吉川貞恒証状^⑭(No.132)では、本文中に「黄幣之事、忠氏公為思安出来旨、」と見える。そのため、慶長五年四月時点で、忠氏と名乗っていたことは確実である。これから、『譜牒餘録』の秀忠書状写を慶長四年以前のもものと推定した。

忠氏は、会津征伐に堀尾勢を率い、関ヶ原合戦では、岐阜城攻め、関ヶ原合戦当日には、大垣城の西軍に備え、合戦開始と同時に戦場へと動いた^⑮。

合戦後、堀尾氏は、家康から出雲・隠岐を与えられた^⑯。ここで父の吉晴か、

子の忠氏か、どちらに出雲・隠岐を与えられたのが従来問題となっていた。この点を検討する。

第二節 家臣への知行割

初代松江藩主については、佐々木倫朗氏の研究が詳しい。佐々木氏は、久代景備書状^⑰(No.161)に見える慶長五年(一六〇〇)十月末の情勢を分析し、慶長五年十二月の西笑承兌の書状案^⑱(No.166)から出雲国造千家と堀尾信濃守忠氏との交渉が行われた事を指摘している。また、「堀尾古記」にみえる「知行わり」について、忠氏から家臣へ知行地の宛行をした事例として、辻角介宛知行宛行状^⑲(No.170)を提示し、忠氏が初代藩主である可能性が高いと論証されている。

(1) 忠氏の知行宛行状

「堀尾古記」にみえる「知行わり」は、辻角介宛忠氏知行行状^⑳(No.170)が、従来、史料として用いられてきた。

『史料綜覧』の慶長六年三月二十七日条に「出雲富田の堀尾可晴の子同忠氏、湯浅勘平に知行を與ふ」という綱文が立てられている。この記事を元に、東京大学史料編纂所所蔵、「湯浅文書」^㉑の慶長六年三月二十七日付湯浅勘平宛忠氏知行宛行状^㉒(No.171)を確認した。

為扶助「「石令宛行迄、」目録別紙在之」全可令領知、仍」如件、

慶長六年
三月廿七日 忠氏(花押)

湯浅勘平殿

石高の部分が破損しており何石を与えられたか不明である。忠氏は、湯浅勘平という人物に所領を与えていた。文中に、「目録別紙在之」とあり知行

宛行状とは別に知行目録も発給された。

湯浅氏は、文禄四年（一五九五）八月四日付の湯浅茂左衛門尉宛秀吉朱印状¹²⁴で、越前府中領域（今立郡・丹生郡）に五〇〇石の所領を秀吉から与えられている。このことから湯浅氏は、吉晴の越前府中領有を契機に、堀尾氏の家臣になったと推測できる。その後、慶長九年（一六〇四）十月十二日付湯浅惣左衛門宛福島正則知行宛行状¹²⁵が発給されており、湯浅惣左衛門は、忠氏の死の前後に、堀尾家中を退いていた。

また、『伯耆志』¹²⁶に樋口彦助（No.173）・同勘八（No.174）、小杉右衛門佐（No.175）宛の忠氏知行宛行状が収録されており、合わせて、五点の忠氏知行宛行状を確認することができる。

(2) 忠氏の知行方目録について

忠氏の知行宛行状とともに発給された知行目録について、東京大学史料編纂所所蔵の「蘇美神社文書」影写本を確認した。「蘇美神社文書」は、明治二十九年（一八九六）に三河国幡豆郡松坂村（現愛知県額田郡幸田町蘇美天神社^{ナミテ}）で採訪し、同三十四年の八月に東京大学史料編纂所が影写したものである。堀尾氏の発給文書で家臣団への知行目録は、この点しか確認できない（No.172）。

知行方之目録

千三百貳十石之内

意字郡

一、八百六拾四石

湯屋村之内

貳千四百八十八石之内

同

一、四百貳拾七石

出雲郷之内

合千貳百九拾壹石

内

一、四百貳拾石

浅井長三郎とのへ

一、四百石

黒田三介とのへ

一、三百参拾石

上田権右衛門尉とのへ

一、八拾石

今村介守とのへ^カ

一、六拾石

宮崎新九郎とのへ^カ

以上

右令割符可領知之者也、
慶長六年
三月廿七日
忠氏^{堀尾}

忠氏は、意字郡「湯屋村」¹²⁸（島根県八束郡東出雲町揖屋）と「出雲郷村」¹²⁹（同八束郡東出雲町）の土地を、浅井長三郎と他四名の家臣に相給の形で所領を与えていた。最大四二〇石から、最低は六〇石を知行地とする。湯屋村（揖屋村）では、他に揖屋神社へも四〇石を寄進している。二カ村の土地の残りの部分がどのように扱われたか。また、八〇石・六〇石という小規模な知行地を与えられた人物も見られるため、実際に地方知行制が取られていたかどうか不明である。

文書に見える人物のうち、浅井長三郎は、文書を保管する蘇美天神社のある三河国須美郷で天文十八年（一五四九）に「浅井弥右衛門尉信忠」の活動が見られる¹³⁰。また、享和二年（一八〇二）の「松平知行所須美村明細帳（控）」では、文明二年（一四七〇）より浅井氏は、蘇美天神社の神主を務めていたとされる¹³¹。このため浅井長三郎は、三河国須美郷の浅井氏の出身であると考えられる。上田権右衛門尉は、慶長八年（一六〇三）十一月に中村一忠が、家老の横田内膳を殺害した際に、中村氏への援兵として派遣され、討死している。黒田三介・今村介守・宮崎新九郎等は、不明である。堀尾忠晴期の「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」¹³²によると浅井姓の家臣に浅井勘左衛門尉、浅井李之丞¹³³、浅井長五郎がいる。上田姓の家臣に上田萬助、上田権右衛門・

弥平次、上田助兵衛、上田吉右衛門が確認できる。黒田姓の家臣には、黒田喜八郎、黒田将監が見える。今村姓の人物は、今村権七、今村弥五右衛門尉、今村三左衛門尉、今村喜助、今村右衛門九郎、今村市郎兵衛、今村平吉、今村勘五郎、今村平太、今村右馬之丞、今村九七郎がいる。

ここで挙げた二点の文書と、『島根県史』『伯耆志』所収の知行宛行状から、慶長六年（一六〇一）の知行割は忠氏により家臣団の編成が成されたと考えられる。また、発給文書として知行宛行状と知行目録が出されており、出雲・隠岐入国時に家臣達が、忠氏と主従関係を結んでいたことは、忠氏が国主である可能性を示す。

次に、国内の寺社領への寄進の問題について検討し、出雲入国時の国主を確定する。

第三節 寺社への寄進（―慶長六・七年―）

家臣団への知行割が行われた直後、慶長六年（一六〇一）四月より堀尾氏は、出雲国内の寺社への領地の寄進を行う。これまで確認された文書は、堀尾家の重臣が連署で発給しており、当時の国主が誰であったのか混乱を招く要因となっていた。次の慶長六年卯月付の堀尾忠氏寄進状は、出雲国主が忠氏であった可能性を示す。

(1) 出雲国内への寄進状

堀尾氏は、慶長六年四月より出雲国内の寺社へ、知行地の寄進を行い。翌年から大規模な検地を行った。寺社からの提出文書について、慶長六年二月の「岩屋寺寺曆書出」⁽¹³⁾（No.169）がある。

慶長六年（一六〇一）四月と八月そして翌七年三月に堀尾氏重臣により、

二種類の形式で寄進状が発給された。この寄進状は、「於能義郡安田村之内、百石之地寄進有之条」と寄進する土地の範囲を挙げ、「清水寺」と宛先名を記した文書である。また、一つは宛先名を記載せず、文中に「能義郡富田八幡領之事」と宛先と寄進地を本文中に記した形式の寄進状である。それぞれの文書をⅠ型とⅡ型に分類した。

Ⅰ型 堀尾家四奉行連署寄進状

於能義郡安田村之内、百石之地寄進有之条、全可有寺務之旨候、

仍如件、

慶長六

卯月廿六日

藏人頭

貞親

（花押）⁽¹³⁵⁾

頼母助

正秀

（花押）⁽¹³⁶⁾

左兵衛尉

貞恒

（花押）⁽¹³⁷⁾

掃部助

宗光

（花押）⁽¹³⁸⁾

清水寺

（No.177）⁽¹³⁹⁾

Ⅱ型 堀尾家四奉行連署寄進状

能義郡富田八幡領之事、於當庄之内、参拾石之地寄進有之條、全

可被社務之旨候、仍如件、

慶長六年

卯月廿六日

藏人頭

貞親

（花押）

頼母助

正秀

（花押）

左兵衛尉

貞恒

（花押）

掃部助

宗光

（花押）

（No.178）⁽¹⁴⁰⁾

I型とII型文書の現存状況をまとめた「表Ⅲ」である。

「表Ⅲ」 慶長六・七年堀尾家寄進状現存状況

I 型	II 型	その他	合計
19	9	4	32

「表Ⅲ」で、慶長六・七年（一六〇一～〇二）の現存寄進状は、三二点ある。I型とそその変形の文書が、全体の半数以上の十九点を占める。次いでII型が九点見える。そのほかの形式のもの四点であった。この結果からI型とII型の形式の寄進状が、出雲入国当初の堀尾氏寄進状の基本形であったと考えられる。その他に重臣が単独で発給した文書と様式の異なる文書も見られる。堀尾重臣の発給した文書は、いずれも出雲国内の寺社へ発給されている。

(2) 出雲国外への寄進状

先に重臣による寄進状を説明したが、次に忠氏による寄進状を説明する。これは、伊勢神宮御師の文書を、天保八・九年（一八三七～三八）に御巫清直が編輯した『輯古帖』⁽¹⁴⁾収録文書で、天保年間に伊勢山田の吉澤主水という人物が所蔵していた（No.197）。『三重県史』資料編中世2によると、現在、原本は三重県立博物館に所蔵されている様である⁽¹⁵⁾（No.196）。

伊勢大神宮江⁽¹⁶⁾ 於神門郡馬来⁽¹⁷⁾ 村之内百五拾石 令寄進薦畢 永可有社務 仍如件、

慶長六年 信濃守
卯月 日 忠氏（花押影）
山田
吉澤太夫殿

寄進状の内容は、吉澤太夫宛に、信濃守忠氏が、伊勢大神宮へ神門郡馬

来村⁽¹⁸⁾（出雲市馬木町）内一五〇石を寄進するものである。忠氏は、信濃守に慶長三年（一五九七）正月時点で任官し、慶長八年三月二十五日に出雲守へと転じる。⁽¹⁹⁾（『寛政重修諸家譜』）。堀尾忠晴期の「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」⁽²⁰⁾では、伊勢内宮へ五〇石、外宮へ一五〇石を与えているから、伊勢神宮外宮宛の寄進状であろう。また、宛所の吉澤太夫は、伊勢神宮外宮の御師で、堀尾家と師檀関係を有していたと推定される。

この寄進状は、慶長六年という入国直後の寄進状であり、堀尾忠氏が国主であることを示す重要な史料となる。また、これまで同年の寄進状は、家臣により発給した出雲国内の寺社宛の物しか確認できていなかった。この忠氏文書から入国当初、領国外の寺社宛に、忠氏が寄進状を発給していたことを指摘しておきたい。⁽²¹⁾

この時期以降では、慶長六・七年（一六〇一～〇二）に発給されたI・II型の形式を含まない寄進状も現れてくる。日御碕神社を例に挙げると、堀尾家治世下で、社領は松江藩に収公され、改めて寄進されたが、それも一度に旧領すべてが寄進されたわけではなく、臨時的な措置であった印象はぬぐえないとされる。⁽²²⁾この状況は、I型とII型の他に、重臣単独の寄進状、吉晴による判物など様々な形式の寄進状を受けている状況から推測できる。日御碕神社では、元和六年（一六二〇）になり宇龍浦五〇石・園村五六三石三斗、合わせて六一三石三斗が公的に認められている⁽²³⁾（No.339）。仁多郡では、代官を務めていたと考えられる土肥甫庵が、落合貞親と連署で発給した慶長九年の寄進状も見られる⁽²⁴⁾（No.239）。出雲大社・鰐淵寺のように慶長七年以後の検地をもとに、慶長九年十月に寄進状の発給を受けた寺社は、II型の型式に近い文書（No.246～No.248）である。

入国当初の堀尾氏は、重臣の連署で寄進状を国内宛に、I型「於能義郡

安田村之内、百石之地寄進有之条」と寄進する土地の範囲を挙げ、「清水寺」と宛先名を記した文書（宛名を記した方式）とⅡ型文中に「能義郡富田八幡領之事」と宛先と寄進地を本文中に記した形式（〓郡〓領之事と記した方式）の二種類発給していた。領国外の寺社へは、忠氏自身が寄進状を発給した。つまり、領国内の寺社へ、重臣一同による連署形式の寄進状を出し、国外へは忠氏の寄進状を出すという役割分担がなされていたのである。このことは、対外的な折衝の多い国外の寺社へ寄進状を発給した堀尾忠氏が、入国当初の出雲・隠岐国主であったことを示している。

おわりに

本稿では、吉晴の実名が、吉定↓吉直↓吉晴↓可晴↓可晴・吉晴共用↓吉晴と変化した時期を、吉晴の発給文書より説明した。吉晴花押の変遷からは、吉晴の花押は四つに分類できる。特に、Ⅲ型花押は、「可晴」を名乗った時期にも使用している、さらに花押の変遷から年末詳文書の年代比定を行った。吉晴所領の変遷については、佐和山・浜松における吉晴領及び尾張・伊勢の所領と遠江西部の太閤蔵入地について新知見を加えた。

忠氏は、慶長五年（一六〇〇）には忠氏を名乗っていた。彼が、堀尾家臣団への知行宛行を主導し、出雲国外の寺社へ忠氏が寄進状を出していた。国内と国外で文書を発給する役割分担が、堀尾家中でなされたであろうと推測し、国外の寺社へ忠氏により寄進状発給がなされた事は、国主が忠氏であることを示すものと結論した。

本稿付載の「堀尾氏関係史料目録」は、不完全なものである。今後史料を順次増補したい。また、堀尾忠晴については、今後の研究課題としたい。

注

（１）『太閤記』は、吉晴に仕えていた小瀬甫庵による著作である。忠晴への仕官の機会があった山鹿素行による編纂の『武家事紀』では、堀尾家臣、堀尾但馬・揖斐伊豆の人物像について、素行の親族が仕えた平戸藩主松浦鎮信編『武功雜記』との共通性が見られる。

延宝六年（一六七八）に書写された編者不詳の『堀尾家伝』（国立公文書館所蔵）などの伝記類の成立が見られる。幕末期に岡谷繁実により『太閤記』など諸書を集大成した『名将言行録』が現れている。

（２）『寛永諸家系図伝』には、堀尾氏改易直後のため堀尾氏の記述はなく、家譜類の提出は行われなかったようである。その後、幕府が、諸家の家譜提出を命じ、貞享三年（一六八六）に成立した「貞享書上」に堀尾家と姻戚関係を持つ石川家から堀尾氏の家譜が提出された。「貞享書上」を寛政十一年（一七九九）に編集した『譜牒餘録』が現存し、『寛政重修諸家譜』の編纂材料に用いられている。堀尾家菩提寺である春光院にも『堀尾家譜系』（松江市歴史叢書Ⅰ所収）という堀尾家譜が所蔵されている。

（３）出雲国内の地誌には、松平直政・綱隆に仕えた儒学者黒沢石斎による承応二〓寛文元年（一六五三〓六二）に誌された『懷橘談』がある。また、黒沢長尚により享保七年（一七二二）に『雲陽誌』が成立する。宝暦年間成立（一七五一〓六四）の『雲陽大教録』などが知られている。これらの地誌には、出雲各郡寺社の由来などに堀尾氏に関わる事蹟を記載する。また、松平氏藩政下の松江藩士により堀尾家給帳の筆写が行われている。幕末の松江藩の儒学者であった桃節山による『出雲私史』に堀尾三代の歴史を記述している。桃節山は、『節山史料』という題名で収集史料を纏めているが、未見である。「節山史料」の一部は、『松江市誌』編纂時の史料に用いられている。

（４）『島根県史』第七・八巻、島根県（戦前第八・九巻）一九三〇年。（名著出版より

一九七二年復刻された。以下、特に明記しないかぎり、戦後版を文中では使用する。『松江市誌』上野富太郎・野津静一郎編、松江市、一九四一年（名著出版より一九七三年復刻された）。

(5) 『新修島根県史』通史編1、島根県、一九六七年。（臨川書店より一九八四年復刻された）を代表とする島根県内の戦後の自治体史には、恩田清氏の「出雲における堀尾検地の概況」恩田清著、『郷土』一五、島根郷土研究会、一九六三年など検地帳を分析した研究が多い。

(6) 堀尾吉晴の人物伝として、「堀尾吉晴」岩成博著『大名列伝』2武功編下、児玉幸多・木村礎編、人物往来社、一九六七年。「堀尾吉晴」藤澤秀晴著『山陰の武将』正編、藤岡大拙・藤澤秀晴編 山陰中央新報社、一九七四年。『堀尾吉晴』島田成矩著、今井書店、一九九五年。

(7) 松江城の研究として、戦前の研究として、「千鳥城の築城とその城下」岡田射雁著、『松陽新報』一九〇六年四月（郷土資料島根叢書）第一篇、島根縣教育會編、一九三三年に再録）。

「松江城」藤本充安著『島根県史要』、島根縣私立教育會編、一九〇七年。「千鳥城址」後藤蔵四郎著『島根県史蹟名勝天然記念物調査報告第二回』、島根県内務部学務課編、一九二五年。注(4)の『島根県史』と『松江市誌』を挙げることもできる。戦後の研究として『重要文化財松江城天守閣修理工事報告書』、松江城天守修理事務所編、一九五五年。『松江城』河田忠親著、今井書店、一九六七年。『松江城の城郭復元と史料―松江城の城郭図をめぐる―』島田成矩著、発行元不明、一九七〇年。「―松江城の城郭について―」島田成矩著、『島根県文化財調査報告書』第十集、島根県教育委員会、一九七五年。「松江城城下図と城下町(一)」島田成矩著、『松江工業高等専門学校 研究紀要』第十一号、松江工業高等専門学校、一九七六年。「松江城城下図と城下町(二)―松江の発生とその年代―」島田成矩著、『松江工業

高等専門学校 研究紀要』第十二号、松江工業高等専門学校、一九七七年。「松江城城下図と城下町(三)」島田成矩著、『松江工業高等専門学校 研究紀要』第十三号、松江工業高等専門学校、一九七八年。「松江城」『日本城郭大系』一四、新人物往来社、一九七九年。『増補 松江城物語』島田成矩著、今井書店、一九九九年（初版一九八五年）などを挙げることもできる。その後、島根大学附属図書館の所蔵となった「堀尾期松江城下町絵図」を用いた『城下町松江を歩くⅠ―松江の誕生と町のしくみⅠ―ふるさとブックレット山陰の自然と文化2、松尾寿著、たたら書房、一九八六年が、発表される。他に発掘調査関係の報告書など多数の松江城関係の研究が存在する。

(8) 『堀尾家記録』『新修島根県史』資料編2所収は、慶応三年（一八六七）の筆写であり、他の史料の影響をどの程度受けているか、史料批判を行いながら利用する必要がある。

(9) 武功夜話に関する史料批判は、『偽書『武功夜話』の研究』藤本正行・鈴木眞哉著、洋泉社、二〇〇二年に代表される偽書説をとる研究がある。

原本調査を行った史料研究として、『武功夜話』の成立時期をめぐって「三鬼清一郎著、『織豊期研究』2、織豊期研究会、二〇〇〇年。『家伝史料『武功夜話』の研究』小和田哲男著、『日本歴史』723、吉川弘文館、二〇〇八年があり、新人物往来社版『武功夜話』は、江戸中頃から幕末にかけて加筆等を加えた写本とする。

(10) 『堀尾吉晴と忠氏』佐々木倫朗著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫4、二〇〇八年（単著aとする）。「初代藩主は誰？」同著（『松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇〇八年。初出二〇〇七年。論文aとする）。「初代藩主再論」同著（『山陰中央新報』二〇〇九年九月二十六日・十月三日付紙面。論文bとする）。

(11) 『城下町松江の誕生と町のしくみ』松尾寿著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫5、二〇〇八年（注(7)『城下町松江を歩くⅠ―松江の誕生と町のしくみⅠ―

ふるさとブックレット山陰の自然と文化2、松尾寿著、たたら書房、一九八六年を全面改訂している。

- (12)『堀尾吉晴―松江城への道』山根正明著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫6、二〇〇九年

- (13)『譜牒餘録』によると堀尾忠晴は、娘の嫁いだ石川家に、堀尾氏の関係文書を引き継がせている。堀尾吉晴・忠氏・忠晴等堀尾一族の説話を載せる『寧固齋談叢』（国立公文書館所蔵）の表紙見返しに亀山藩石川家の人により書かれた旨が記されている。藤澤秀晴氏は、「堀尾吉晴」「山陰の武将」において石川憲之（忠晴外孫）の残した書とするが、典拠を明記していない。

- (14)堀尾一族のうち、但馬の家は、松平直政に仕え、松江藩士となった。その子孫の所蔵した史料は、明治維新後、明治三十六年（一九〇三）一月五日未明の古江村満願寺の火災（『山陰新聞』明治三十六年一月六日付）により、伝来文書の多くを失ったと、『島根県史』8に記載されている。

- (15)東京大学史料編纂所の史料探訪で、堀尾家臣であった湯浅家、山路家（家譜類と「堀尾家給帳」異本の影写あり）の史料が調査されている。

伯耆国会見郡皆生村（米子市内）に堀尾家臣が移住したことが伯耆の地誌『伯耆民談記』に見え、幕末の鳥取藩官選地誌『伯耆志』に關係文書が収録されている。

- (16)文中引用史料は、「堀尾氏關係史料目録」（No.）と対照させている。

- (17)『岐阜県史』資料編古代中世4、坪内文書12号

- (18)『大日本史料』11―2。他に『兵庫県史』資料編中世3、柏原八幡神社文書8・9号

- (19)『東浅井郡志』4、池野文書1号

- (20)「第二章 中世の今立町 第三節 織豊時代の今立町」松原信之執筆『今立町誌』第一巻本編、今立町誌編さん委員会、一九八二年

- (21)『今立町誌』2、三田村家文書22号。他に『福井県史』資料編6に収録

- (22)『福井県史』資料編6、佐治寛右衛門家文書21号

- (23)『福井県史』資料編5、上坂一夫家文書23号

- (24)色川本田中文書（東京大学史料編纂所蔵謄写本）。『柳川の歴史3 筑後国主田中吉政・忠政』中野等著、柳川市史編集委員会、二〇〇七年では、「田中民部大輔書状写」（慶應義塾大学幸田成友文庫所蔵）を用いた読み下し文を載せる。

- (25)注（10）佐々木倫朗単著^a

- (26)『柏原八幡神社伝来資料目録』柏原町歴史民俗資料館調査報告1、柏原町歴史民俗資料館編、一九九三年

- (27)『本堂復興落慶法要記念誌』西恩寺（福井県高浜町）一九九七年

- (28)『秀吉を支えた武将 田中吉政』、市立長浜城歴史博物館・岡崎市美術館・柳川古文書館編、サンライズ出版、二〇〇五年。41頁

- (29)『二戸市史』第一巻、二戸市史編さん委員会編、二〇〇〇年。705頁

- (30)『大日本史料』12―11、補遺261頁。慶長十六年（一六二一）六月十七日条

- (31)『相国寺蔵 西笑和尚文案』伊藤真昭、上田純一、原田正俊、秋宗康子共編、思文閣出版、二〇〇七年。347頁

- (32)『今立町誌』資料編2、今立町、一九八一年。口絵写真

- (33)『武生市史』資料篇、神社・佛寺所蔵文書、一九六五年。口絵写真

- (34)三河池鯉里において、水野忠重の殺害事件に巻き込まれ重傷を負う事となった。事件は、吉晴が、水野忠重と加賀井秀望と同時席した際に、秀望により、忠重は殺害された。秀望は、吉晴に討ち取られたが、忠重の家臣等に吉晴の忠重殺害を疑われ、負傷したとされる。慶長五年八月二日と同年十月十三日付堀尾帯刀宛徳川家康書状（『譜牒餘録』堀尾帯刀）所収で、家康は吉晴への見舞状を出している。吉晴は、翌年、家康の前で関ヶ原合戦時に負傷し、浜松にいたことを述べている（『改定史籍集覧』26『慶長年中卜齋記』慶長六年九月十五日条）。

(35) 慶長五年八月八日付田中吉次宛書状写では、岡崎で治癒を受けた礼を述べており、「印判写」が記され、花押を用いていない。また、「御武功記」「山内家史料」(一豊公紀)の慶長五年八月二十六日付吉晴書状写では、「印判」を使用している。

(36) 『武家事紀』巻31『山鹿素行全集』所収文書

(37) (天正二十年)(一五九二) 十月十日付関白宛豊臣秀吉朱印状『青森県史』近世1、131号

(38) 文禄二年(一五九三) 卯月付制札(浜松市中区普濟寺蔵)が未確認。

(39) 出雲大社宝物館所蔵

(40) 島根県立図書館所蔵影写本

(41) 注(31)。339頁

(42) 『没後四〇〇年木食心其』特別展図録、和歌山県立博物館編、二〇〇八年。44頁。

(43) 「堀尾古記」「新修島根県史」資料編2は、天正十二年(一五八四)一六四四)二月までの記録であり、堀尾期の出雲の情勢を伝える史料である。

(44) 『大日本史料』12-8。慶長十六年(一六一一)六月十七日条

(45) 注(42)

(46) 「御手傳覚書」「大日本史料」12-1。慶長八年三月三日条

(47) 「御手傳覚書」「大日本史料」12-3。慶長十一年三月一日条

(48) 注(40)。慶長十五年二月までの使用が確認できる。今後、未確認の年末詳文書の年代比定に用いることができる。

(49) 『新修島根県史』資料編2

(50) 『松江市歴史叢書』1

(51) 堀尾氏旧領の地域で編纂された地誌について十分に調査していないが、遠江国内で近世に編纂された『掛川誌稿』、『遠江国風土記伝』には、堀尾氏に関わる記事を確認できる。

(52) 円成寺所蔵。注(6)『堀尾吉晴』島田成矩著、236頁に写真が掲載されている。

(53) 『新修彦根市史』第5巻、802号

(54) 『東京大学史料編纂所蔵 編年文書家分』乾35。この書状は、『柳川の歴史3 筑後国主田中吉政・忠政』中野等著、柳川市史編集委員会、二〇〇七年に東京大学史料編纂所蔵影写本の読み下し文が引用されている。

(55) 注(53)

(56) 注(50)「堀尾家由緒書」に元龜二年(一五七二)に近江国長浜で三〇〇石を与えられたとある。大野木は、近江国坂田郡内であるため、堀尾吉晴領知方目録に見える「平野分、一、一〇四石」と見える、堀尾家臣に組み込まれた平野氏の所領に含まれる可能性もある。

(57) 『史跡黒井城跡 保存管理計画策定報告書』、兵庫県春日町編、兵庫県春日町、一九九三年

(58) 『兵庫県史』史料編 中世4、柏原八幡神社1号

(59) 注(50)

(60) 注(49)「堀尾家記録」では、「若州小浜ニテ、壺万石、始テ城主ニ被仰付」とある。「小浜」は、「高浜」の誤りであると考えられる。

(61) 注(53)

(62) 「佐和山城と封建領主堀尾毛介(吉晴)」天正一三年閏八月廿一日付け堀尾毛介宛て羽柴秀吉「江州所々知行方目録」の検討」村井毅史著『近江佐和山城・彦根城』、城郭談話会編、サンライズ出版 二〇〇七年

(63) 注(53)「堀尾吉晴領知目録」で、「犬上郡久徳分」三、〇五五石、「坂田郡平野分」一、一〇四石とある。このうち「久徳分」について、犬上郡多賀庄内(彦根市と多賀町一帯)三、〇〇〇石の知行を認める天正十一年(一五八三)八月朔日付「久徳左近兵衛尉宛羽柴秀吉領知宛行状写」『新修彦根市史』第五巻、784号と同日付「久徳左近兵

衛尉領知目録写』『新修彦根市史』第五巻、785号が残され、犬上郡内の堀尾領は、久徳氏の所領であつたと考えられる。坂田郡の平野分については、「領知方目録」が残されていない。注(62)の村井氏論文では、『信長公記』に見える近江衆の平野土佐守か、その一族と推測している。

(64) 注(10) 佐々木倫朗単著 a

(65) 注(12) 山根正明著

(66) 『思文閣古書資料目録』208、89号

(67) 『角川日本地名大辞典』滋賀県

(68) 『角川日本地名大辞典』滋賀県。天正十九年にも秀吉の直轄地である。

(69) 〃(71) 『角川日本地名大辞典』滋賀県

(72) 例えば、若狭の鉄を朝妻より大垣までの運搬(No.22)、東山大仏殿造営の木材の柏原より朝妻までの運搬(No.26)、禁中作事用木材の美濃表佐より朝妻までの運搬(No.28)など物資の輸送を行っている。

(73) 『新修彦根市史』第5巻、819号

(74) 『山内家史料』一豊公紀、山内家史料刊行委員会編、山内神社宝物資料館、一九八〇年。明治末〜第二次世界大戦末期まで、「山内家史編輯所」で編纂された山内家歴代藩主の伝記のうち初代山内一豊の伝記。戦災により原史料の多くが失われたとされている。

(75) 『難波創業録』6所収文書

(76) 財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館成簀堂文庫所蔵。堀尾文書。

(77) 〃(79) 『角川日本地名大辞典』愛知県

(80) 徳川家康領の磐田郡中泉一、〇〇〇石分も考えられる。

(81) 『愛知県史』資料編12、104号。「織田信雄分限帳」は、織田信雄の尾張・伊勢領有時代の家臣団の知行地を貴高表示で書上げたものである。『愛知県史』資料編12では、

天正十三年(一五八五)当時の知行地を各給人単位で書き上げたとし、天正十一年の検地に基づく宛行を基礎とし、小牧・長久手合戦中の知行替や戦後の加増など知行地の変動を反映している。天正十一〜十三年の織田信雄宛行状を回収し作成したと考えられ、小牧・長久手合戦の後の信雄領国の縮小に伴い変動した知行の変動を再把握する目的で作成されたとする。

(82) 第八章 天下人の直轄地 第二節 福島正則の支配 白峰旬執筆『新修名古屋市史』第二巻、新修名古屋市史編集委員会編、一九九八年。尾張の堀尾領の状況は、不明である。

(83) 『思文閣古書資料目録』208、90号

(84) 〃(90) 『角川日本地名大辞典』三重県

(91) 『三重県史』資料編近世1、117号・118号

(92) 亀山市博物館所蔵。「亀山と天下人」小図録写真より翻刻した。

(93) 『三重県史』資料編近世1、142号

(94) 「峯城」『日本城郭大系』9、新人物往来社、一九八〇年。『長者屋敷遺跡 中富田西浦遺跡』三重県埋蔵文化財調査報告133-1、三重県埋蔵文化財センター、一九九六年

(95) 『第4回亀山市文化財調査速報展示 瓦』リーフレット、亀山市博物館編、二〇〇八年

(96) 同右。出土瓦と石垣石材から、堀尾氏の峯城整備を示唆している。

(97) 『三重県史』資料編近世1、117号

(98) 注(74)の伝記に係る史料が掲載されている。

(99) 『近世初期社会の基礎構造』本多隆成著、吉川弘文館、一九八九年

(100) 注(75)

(101) 財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館成簀堂文庫所蔵。堀尾文書。

(102) 第二節 吉晴花押の変遷で述べたⅢ型花押である。

(103)・(104) 『角川日本地名大辞典』 静岡県

(105) 『日本国語大辞典』では、「川成」を洪水のために土砂が流出して川原になった荒田で、この土地の年貢課役は免除されていたとする。

(106) 『日本国語大辞典』では、「永荒」を災害などのために田畑や屋敷が復旧の見込みの立たないほど荒れることを意味する。

(107) 注(99) の本多氏による山内氏領域の研究によると、慶長二・三年(一五九七・九八)にかけて各村ではほぼ一〇%前後の減収となっており、佐野郡平野村では、文祿四年と慶長四年を比較すると定物成は三分の一に減少している。その最大の要因はわずかずつではあるが毎年川成などがあり、それによって不作地が累積していることであると説明している。堀尾領内でも同様の状態に陥っていたことが、この史料から窺うことができる。

(108) 『検証・山内一豊伝説』 渡辺淳著、講談社、二〇〇五年。106・107頁

(109) 三大老連署知行宛行状写『徳川家康文書の研究』中巻449～450頁

(110) 注(21)

(111) 慶長五年五月十三日付堀尾信濃守宛豊臣家三奉行連署書状写。「加賀古文書」『加賀藩史料』1所収。加賀から江戸へ向う前田家家臣に、浜松で米と大豆を与えること(No.138)。同年六月二十五日付堀尾信濃守他七名宛豊臣家三奉行連署書状「兼松文書」。

会津攻めに従軍する兼松正吉への兵糧と馬料の給付を東海道筋の領主へ命じられ、堀尾忠氏に、遠江国見付(磐田市)で兼松正吉へ給付を行うように求められていた。

(No.139)

(112) 「堀尾金助と裁断橋」山田秋衛著、『熱田裁断橋物語』社本鋭郎編、姥堂裁断橋保存会・堀尾遺跡顕彰会、一九七〇年、(初版『堀尾金助と裁断橋』文化財叢書第三二号、名古屋市文化財調査保存委員会、一九六二年)には、愛知県大口町桂林寺蔵『古城由

来記』(明和年間の成立力)に吉晴の従弟との説を挙げる。『第七章 全国制覇にむかって 第四節 豊臣秀吉の登場』加藤益幹執筆『新修名古屋市史』第二巻では、尾張に土着した堀尾氏の一族の出身である可能性が高いとする。『堀尾吉晴』島田成矩著では、尾張の堀尾氏出身で、吉晴の養子となったとの説を掲げる。

(113) 「浅野幸長蔚山籠城後書状案紙」『大日本古文書』浅野家文書257号

(114) 『譜牒餘録』(堀尾帯刀)所収

(115) 『今立町誌』資料編2、三田村家文書23号

(116) 『改定史籍集覧』26、『慶長年中卜齋記』慶長五年(一六〇〇)九月十五日条

(117) 『関ヶ原合戦と近世の国制』笠谷和比古著、思文閣出版、二〇〇〇年。関ヶ原合戦で知行宛行状を発給せず、口頭伝達により恩賞を与えたとする。

(118) 注(10)

(119) 『那須文化研究』13「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」8号、

(120) 『相国寺蔵 西笑和尚文案』232号

(121)・(122) 注(4)『島根県史』第8巻、11頁

(123) 湯浅文書は、大正十五年(一九二六)千葉市向寒川町、湯浅豊作氏所蔵文書を影写した。現在所在不明であり、情報をご存知の方は、お知らせください。

(124) 『福井県史』資料編2 湯浅文書

(125) 東京大学史料編纂所所蔵影写本

(126) 『因伯叢書』4。『伯耆志』は、文書年号や記事に検討を要する部分が見られる。例えば、堀尾家臣の樋口氏の由緒として、大坂の陣の後、堀尾氏に仕官し、元和六年(一六二〇)の年号の知行宛行状の発給を受けるとある。しかし、忠氏の没年からこの文書は、慶長六年であると推定した。また、「堀尾家記録」では、樋口彦助が、関ヶ

原合戦で堀尾勢の中に見える。樋口氏・小杉氏の他、服部茂大夫、笑庵五郎八、二宮久治郎の記事が見え、伝来文書を収録する。

(127) 愛知県額田郡幸田町蘇美天神社所蔵

(128) 『角川日本地名大辞典』島根県。揖屋村とも呼ばれている。

(129) 同右。現在の東出雲町出雲郷付近。読み方は、あだかい、あたかい、あだかえ、とも読むが、現在は、あだかや、と読まれる。

(130) 天文十八年（一五四九）四月七日付本證寺門徒連判状。『岡崎市史』史料古代中世、本證寺文書1号。浅井長三郎との直接の系譜関係は、不明である。

(131) 『幸田町史』資料編1、50号。原本は、須美区有。蘇美天神社は「牛頭天王」とされ、「当社神主浅井弥次左衛門迄文明二年より九代神職相続申候」とある。

『豊坂村誌』左右田才次郎編、国書刊行会、一九八二年（初版一九三四年）。では、浅井家が代々神主を勤めたあり、『幸田町教育委員会編、幸田町、一九八四年では、永禄年間から浅井氏が蘇美天神社の神主を勤めたと記載される。

(132) 「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」、『松江市歴史叢書』1

(133) 翻刻では、「浅野」と記載されるが、松江市歴史資料館整備室所蔵の写真で「浅井」と確認した。

(134) 『仁多郡誌』岩屋寺文書2号。寺の由緒と寺領の変遷を記す。宛先の土肥甫庵は、入国時の仁多郡代官であつたと推測され、土肥氏に提出する目的で作成されたと考えられる。

(135) 落合蔵人頭貞親。天正十八年（一五九〇）浜松領で、手形を発給した落合助右衛門直親か。慶長六年（一六〇一）〇四）まで仕置を勤める（『堀尾古記』）。

(136) 堀尾頼母介正秀。「堀尾氏家譜系」（春光院蔵）では、山中城攻めで活躍した堀尾善兵衛、慶長五く六年の仕置を勤める（『堀尾古記』）。

(137) 吉川左兵衛尉貞恒。「堀尾氏家譜系」（春光院蔵）では、小牧・長久手合戦の龍泉寺の戦で、吉川新兵衛に戦功があつたとする。越前府中領有時代に吉川新兵衛尉貞恒が、文書を発給しており、左兵衛尉と考えられる。日御碕神社へ単独で寄進状を発給する。

後に、若狭守と称す。

(138) 堀尾掃部助宗光。吉晴の弟、氏光と同一人物か。浜松時代、北部遠州、犬居地方の寺社へ寄進状を発給する。「御地頭堀尾六左衛門尉」と記された神社棟札が確認でき、二俣城主と考えられている。江戸時代の史書『創業録引証』（東京大学史料編纂所蔵）では、二俣三萬石ハ帯刀弟二賜ル。是ハ山中落城ノ時戦功アルニ依テナリ。但シ帯刀高ノ内ナリト見付宿ノ者ノ物語ナリ」とある。『掛川誌稿』所収慶長三年（一五九七）の棟札に「堀尾掃部」が見える。掃部の家は堀尾家中最大の六、五〇〇石を有し、修理・掃部を通称に用いた。

(139) 清水寺文書『旧島根県史編纂資料』（島根県立図書館所蔵影写本）東京大学史料編纂所影写本で宛名を補訂

(140) 竹矢家文書『旧島根県史編纂資料』（島根県立図書館所蔵影写本）

(141) このうち、（2）出雲国外の寄進状で取り上げる慶長六年卯月付堀尾忠氏寄進状を除くと、『忌部神社大宮神宮寺秘事記』所収の寄進状は、堀尾氏家臣の吉川貞恒によるもので、『出雲意字六社文書』の広江家文書の（No.217）、（No.218）の「堀尾家安堵状」の発給者は、不明である。

(142) 本論文では、神宮文庫に稿本を所蔵する、東京大学史料編纂所影写本を使用した。

(143) 『三重県史』資料編2の史料解題によると、伊勢外宮の御師吉沢主水家の伝来文書『輯古帖』には、二二点の文書が収録されたが、現存する文書は、九点である。現在は、一卷に成巻してある。

(144) 『角川日本地名大辞典』島根県。現在の出雲市馬木町付近。馬来とも書き、神門川中流部左岸に位置する。神門川が、出雲平野に入る位置に所在する。『三重県史』資料編2吉沢文書3号では、「高来村」と翻刻されるが、馬来村と思われる、今後、原本との照合を行いたい。

(145) 『寛政重修諸家譜』

(146) 注 (132)

(147) 慶長六年から七年にかけての寄進状の内、この慶長六年卯月付堀尾忠氏寄進状以外の文書は、全て出雲国内の寺社宛であり、発給者も『出雲意宇六社文書』の広江家文書を除き、堀尾氏の家臣により発給されている。

(148) 「堀尾家箱帳」に見える他の出雲・隠岐国外寺社に対しても、忠氏の寄進状が発給されたと考えられる。

(149) 「第四章近世 第三節 藩政の開始と大社地域 一 堀尾氏・京極氏・松平氏の入部と大社地域」、山崎裕二執筆、『大社町史』中巻、大社町史編集委員会編、出雲市、二〇〇八年

(150) 島根県立図書館所蔵影写本

(151) 『仁多郡誌』覚融寺文書3号

〔平成22年1月～3月に滋賀県と愛知県内において市町村合併が行われたが、平成21年12月までの市町村名で本論文は記述した〕

史料調査の際にお世話になった各所蔵機関

蘇美天神社宮司浅井俊一氏、財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館、

神宮文庫、国立公文書館、国立国会図書館、島根県立図書館、島根大学附属図書館、東京大学史料編纂所、松江市文化財課・松江市歴史資料館整備室

本稿の作成にあたり、松江市歴史資料館整備室の西島太郎氏に御指導・御助言を賜りました。また、史料解説について同室の新庄正典氏から御助言を賜りました。記して感謝いたします。

(ふくい まさゆき)

